

再チャレンジ勉強会 2024 年 民法

第1問

設問1(1)

CはAに対して、民法94条2項(以下同法名省略)によってAB間の売買契約の無効を自身に対抗できないと主張することが考えられる。94条2項の「善意の第三者」とは、虚偽表示の当事者およびその包括承継人以外の者であって、虚偽表示の存在を知らずに、この表示の目的につき新たに法律上の利害関係を有するに至った者をいうと解する。善意の第三者に対して虚偽表示の無効を主張できない理由は、虚偽表示の当事者には、権利の不実の外形を自ら作り出したという非難されるべき事情があり、そのような外形を信頼した第三者を保護する必要があるからである。CはAB間の虚偽の売買契約について善意であり、Bから甲を買い受けたことで表示の目的につき新たな法律関係を有するに至った者であるから、善意の第三者に当たる。よって、CはAに対して所有権を主張できる。

設問1(2)

CとDは、Aを起点とした甲についての二重譲渡の関係にあり、対抗関係(177条)に立つ。同条にいう「第三者」とは、当事者及び包括承継人以外のもので登記の欠缺を主張するにつき正当な利益を有するものであると解する。そして自由競争の範囲内として、背信性を有するなどの事情のない単純な悪意の場合であっても「第三者」にあたる。DはAB間の虚偽の売買契約につき悪意であったものの背信性は認められない。しかしながら、DCともに登記を具備していないので、Cが登記を具備しない限り、CはDに対して甲の所有権を主張することができない。

設問2

CはAに対して残代金50万円について不当利得に基づく返還請求権(703条)を行使することができるか。50万円の価値増加分が「法律上の原因」がないかが問題となる。

この点について、AB間の賃貸借契約では自動車の修理はBが行う旨の特約があり、AはBより甲の返還を受ける際に価値が増加した甲を受けることとなることが予定されていたと言える。したがって、Aは「法律上の原因」なく価値が増加した甲の引き渡しを受け利益を得たとは言えないので、CはAに対して上記請求を行うことはできない。

コメントの追加 [H11]: 転用物訴権の判例
修理代金と賃料を相殺→不当な利得はない

第2問

設問1

1 BはAに対して事例1の売買契約(以下、本件売買契約)についての解除(541条本文)の主張を行うことで配達義務を免れることができないか。

2 AはBに対して「債務を履行しない」ことが認められるか。債務の内容が問題となる。本件ではAは本件契約目的物の米を受領していないので、履行期である8月1日にな

っても受領していないことから受領遅滞（413条1項）にある。Aは米を受領する債権を有していること、受領遅滞によって生じた不利益を債権者に負担させる法定責任であるから、同条によって直ちに受領義務を認めることはできない。もっとも信義則（1条2項）上の受領義務を認めることができる場合があると言える。本件では目的物はBがAのためにイタリアより輸入されて仕入れている。したがってこれを受領しないことはBに不利益が大きいことから本件においてはAに米についての信義則上の受領義務を肯定することができる。よって米を受け取らないAは「債務を履行し」ていないと評価できる。そしてBは8月10日に催告を行っているにもかかわらず、Aは米の受領を行っていない。

3 以上の債務の不履行を「軽微」（541条但書）であるとは評価できないし、債務の不履行についてBには帰責性が認められない（543条）。

4 以上の理由により、BはAに対して解除権を行使することでかかる義務を免れることができる。

設問2

1 BがAに対して米代金100万円を請求する法的根拠は売買契約に基づく代金支払い請求権（555条）である。まず、Bに請求原因が認められるのは明らかである。

2 Aによる反論として50年に一度の大洪水によってBは米の引き渡し債務を履行することができなくなったので、履行拒絶（536条1項）の主張を行い、かかる代金の支払いを拒むことが考えられる。確かに洪水発生は双方の帰責性は認められないし、また、Bは止水板を設置していたのだから、Bには債務の不履行につき帰責性はない。

もっとも、Aは受領遅滞（413条1項）に陥っており、その最中に米引き渡し債務の履行が不能になったと言えるので、Aに帰責性が認められる（413条の2第1項）。したがって「債権者の責めに帰すべき事由」によって米を引き渡すことができなくなったので、Aの反論は認められない。

4 よって、Bの請求は認められる。

以上

コメントの追加 [H12]: ・契約から考える→○

・損害賠償

・特定物構成→本問ではこの構成がよい

493条ただし書

⇒567条 特定されていることが必要

→401条 特定物

請負は判例が明文化されている

民法（2024 年度既習入試）

第 1 問

設問 1

(1)

C は A に対して甲の所有権を主張することができるかを検討する。

まず、C が甲土地の所有権を取得したと言えるかが問題となる。C としては、C は 94 条 2 項の第三者に当たり、甲土地の所有権を主張することが考えられる。

94 条 2 項に基づいて C が甲土地の所有権を主張するには、①AB 間で甲土地について通謀虚偽表示がされたこと、②C が善意の第三者にあたることである。

本問において、A は B と通謀して虚偽の売買契約を締結している。よって、①を満たす。

②について、94 条 2 項の善意の第三者とは、当事者及びその包括承継人以外の者で、虚偽表示の存在を知らずに、この表示の目的について新たに独立の法的利害関係を有するに至った者をいう。94 条 2 項の趣旨は、権利の外観を保護した者の保護にあるため、信頼の保護に値する者が第三者にあたると考えるべきだからである。

本問において、C は A・B の包括承継人ではない。また、C は AB 間の売買が虚偽の者であると知らずに、B から甲土地を購入した。よって、②を満たす。

したがって、C は 94 条 2 項に基づいて甲土地の所有権を取得したと言える。

次に、C は登記がなくても A に対して甲土地の所有権を主張できるかが問題となる。

虚偽表示をした本人と虚偽表示の目的物を取得した第三者は、前主後主の関係に立ち、対抗関係にならない。また、虚偽表示をした当事者には帰責性がある。

よって、C は登記がなくとも A に対して甲の所有権を主張することができる。

(2)

C としては、上記(1)のとおり、94 条 2 項に基づいて甲土地の所有権を取得したとして、D に対して甲土地の所有権を主張することが考えられる。これに対して、D としては、AB 間の売買契約は 94 条 1 項によって無効であり D は甲土地の所有者である A から甲土地の譲渡を受けたと主張することが考えられる。

この場合、A を起点とした甲土地の二重譲渡が行われたと考えることができ、C と D は所有権の取得を争う関係にある。

177 条により、不動産に関する物権の得喪及び変更は、その登記をしなければ第三者に対抗することができない。177 条の第三者とは、当事者及びその包括承継人以外の者で登記の欠缺を主張する正当な利益を有する者をいう。

C と D は A の包括承継人ではない。また、C と D は、いずれも正当な取引の範囲で甲土地を取得しており、登記の欠缺を主張する正当な利益を有する者にあたる。そして、甲土地の登記は B にある。

よって、登記を備えていない C は D に対して甲土地の所有権を主張することができない。

設問 2

C は A に対して、不当利得（703 条）に基づき 50 万円の支払いを求めることができるかを検討する。

不当利得の要件は、①法律上の原因なく、②他人の財産又は労務によって利益を受けたこと、③他人に損失を与えたこと、④②と③の因果関係である。

①について、法律上の原因がないと認められるのは、判例によれば、賃貸借契約を全体としてみて、Y が対価なしに利益を受けたときに限られる。

本問において、A は修理を要する甲を B に賃貸する代わりに賃料を安くしている。よって、A は甲の修理額相当の出捐をしているとみることができ、対価なしに修理により価値が増加した甲の返還を受けたとは言えない。

よって、①を満たさず、C は A に対して不当利得に基づく請求をすることができない。

第 2 問

設問 1

B は 541 条に基づいて売買契約を解除し、8 月分以降の米を配達する債務を消滅させて義務を免れることが考えられる。

541 条に基づく解除の条件は、①当事者の一方が債務を履行しないこと、②相手方が相当の期間を定めて催告をしたこと、③相当の期間内に履行がないこと。④解除の意思表示である。

①について、A が米を受領しないことが債務不履行にあたるかが問題となる。原則として目的物の引渡しは売主の義務であり、買主に受領義務は認められない。もっとも、判例には硫黄鉱石の継続的取引に関して、継続的な取引であること、販路が限定されていること、取引のために相当の努力を費やしており、信義則上引き取り義務が肯定されたとしたものがある。判例のように、継続的な売買契約において、販路の限定された商品について、先々の履行に備えて投資をして在庫を抱えているなど、その信頼を保護する必要がある場合には、引き取り義務を認めるべきである。本問について見ると、売買の目的はイタリア産の米であり、日本国内であまり流通しているものではない。また、B は苦労してイタリア産の米の輸入ルートを開拓した。また、本問は 1 年間の継続的な契約である。よって、本問においても、A に引き取り義務が信義則上認められる。A は米の引き取りを拒否していることから、A の債務不履行が認められる。

②について、B は 8 月 1 日に A に米を持参にして受領を拒否されたので、8 月 10 日までに受け取るよう催告している。

③について、A は 8 月 1 日に B が持参した米の受け取りを居留守を使って拒否している。

以上より、本問は催告による解除の要件を満たすため、B は解除の意思表示をして売買契約を解除し、A に米を配達する債務を免れることができる。

設問 2

1 A による受領遅滞について

413 条の 2 第 2 項により、債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があつた時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなさ

れる。本問において、同項により米の配達が行不能になったことをAの帰すべき事由によるものとみなすことができるかが問題となる。

本問の売買契約では、Bが毎月1日にAのもとに100kgの米を持参するという債務を負っていた。8月1日にBはAに米100kgを持参したが、Aは受け取りを拒否している。同日にBがAに米100kgを持参したことは弁済の提供があったと評価できる。そして、8月13日に洪水により米を保管していた倉庫が浸水してBの債務が行不能となっている。

よって、Bの債務が行不能となったことはAの帰責事由によるものとみなすことができる。

2 危険負担について

536条2項により、債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。

本問においては、413条の2第2項によりAの帰責事由によりBの債務が行不能になったとみなされるから、AはBに対して8月分の代金の支払いを拒むことができない。

3 結論

BはAに対して、8月分については、米を配達せずにAに代金を請求することができる。

以上

〔第1問〕

【設問1】

(1) Bから甲を買い受けたCは、登記を備えていないが、Aに甲の所有権を主張できるか。Cが、94条2項の「善意の第三者」にあたり、保護されるかが問題となる。

94条2項のいう「善意の第三者」とは、虚偽表示の当事者およびその包括承継人以外の者であって、虚偽表示の存在を知らずに、この表示の外形につき新たに独立の法律上の利害関係を有するに至った者をいう。なお、94条2項の文言が無過失を求めておらず、虚偽の外形を自ら作出した真性権利者の帰責性が大きいことから、第三者保護要件として無過失は不要である。また、94条2項の帰結として、真性権利者から第三者に直接権利が移転するため、両者は177条の想定する対抗関係になく、対抗要件としての登記は不要である。また、真性権利者の帰責性が大きいから、権利保護要件としての登記も不要である。

Cが虚偽表示の当事者および包括承継人にあたる事情はない。また、Cは、AB間の売買が通謀に基づく虚偽のものであることを知らずに、Bから甲を買い受けている。よって、Cは94条2項の善意の第三者にあたる。

以上より、Cは、94条2項によって保護され、Aに対し、甲の所有権を主張することができる。

(2) 上述の通り、Cは、94条2項の善意の第三者にあたるところ、Cは登記を備えていないが、Aから甲を譲り受けたDに対して、甲の所有権を主張することができるか。Dは、AB間の売買契約が無効であり、Aから甲を買い受けたとして、甲の所有権を主張すると考えられるところ、CとDは対抗関係に立つから、その優劣は、登記の先後によって定まる（民法177条）。

よって、Cは、登記を備えていないため、Dに所有権を対抗することができない。

【設問2】

1 Cは、Aに対し、不当利得（民法703条）として残代金相当額の支払を求めることができるか。不当利得返還請求（同条）の要件は、①相手方の利得、②損失、③①の利得と②の損失の因果関係、④①の利得に法律上の原因のないことである。

(1) ①について、甲の価値が修理により50万円増大していることから、甲を所有するAには、甲の価値の50万円の増大という利得が生じている。

(2) ②について、Cは、修理代金100万円のうち、50万円の回収が不可能となっており、50万円の損失を受けている。

(3) ③について、②の損失はCが修理に要した財産及び労務の提供に相当する損失であり、①の利益はこれに相当する利益であるから、両者の間に直接の因果関係は認められ

る。もっとも、この修理はBの依頼によるものであり、CはBに対して修理代金債権を取得するから、修理によりAの受ける利得は、一応Bの財産に由来することになる。よって、Cは、Aに対して不当利得返還請求ができないのが原則と解する。もっとも、Bの無資力のため、修理代金債権の全部又は一部が無価値であるときは、その限度において、受益者Aの受けた利得はCの財産及び労務に由来するものといえることができる。したがって、Cは、修理によるAの利得を、Bに対する代金債権が無価値である限度において、Aに対して不当利得返還請求をし得る。

(4) ④について、「法律上の原因なく」とは、公平の理念から見て、財産的価値の移動を当事者間において正当なものとするだけの実質的・相対的な理由がないことを意味すると解する。そして、賃貸借契約を全体として見て、受益者が対価関係なしに利益を得ていた場合には、当該利益の移動は実質的・相対的な理由がないといえ、法律上の原因がないと解する。

そうだとすれば、本件では、Aは、賃料を安くする代わりに、甲の修理はBの負担とすることを取り決めており、対価関係があるといえる。よって、Aの受けた利得には実質的・相対的な理由があるから、法律上の原因があると解する。

2 以上より、要件④を満たさず、Cは、Aに対し、不当利得（民法703条）として残代金相当額の支払を求めることができない。

〔第2問〕

【設問1】

第1 Bは、民法541条により、AB間の売買家約（同法555条）を解除することが考えられる。

1 同法541条による解除の要件は、①債務の存在、②債務の不履行、③違法性阻却事由の不存在、④催告と相当期間の徒過（同条本文）、⑤相当期間経過時における不履行がその契約及び社会通念に照らして軽微でないこと（同条ただし書）、⑥不履行が債権者の帰責事由に基づくものでないこと（同法543条）である。

2 (1) ①について、本件では、買主Aが、目的物である米の受け取りを拒否していることから、債権者が受領義務を負うか否かが問題となる。

この点について、債権は権利であって義務ではなく、また、債務者の給付義務に匹敵する受領義務を債権者に課すことは、民法典の想定するところではなく、当事者の一般的な意識からも遠い。よって、原則として、債権者は受領義務を負わないと解する。もっとも、一般に継続的給付の形式をとった売買において、売主の提供する全量が取引対象となっている場合には買主に受領義務があると解するのが相当であるし、まして、買主側の要

求に応じて売主側が履行の準備に相当の努力を費やした場合には、信義則（同条2条1項）上も受領義務を肯定すべきである。

本件では、AB間の売買契約は、2023年5月1日から1年間、Bが毎月1日に100kgのイタリア産の米を、Aに届けるという継続的なものである。もっとも、Bは、Aとの契約後に、イタリア産の米を、1年を通じて安定した価格で調達するために、独自の輸入ルートを開拓しているが、輸入したイタリア産の米の全量がAとの取引対象となっているかは明らかではない。よって、契約内容からは、Aに受領義務があるとまではいえない。しかし、AはBに対してBが国産米のみを扱っていたのに、イタリア産の米の調達を要求しており、また、「毎月の期日までに必ず米を届けてください。1年間同じ品質のイタリア産の米の調達をお願いしますよ。」と伝えている。Bは、その要求に応じ、苦労して独自の輸入ルートを開拓しており、その履行の準備に相当の努力を費やしたといえる。したがって、信義則上、Aに受領義務を認めるべきである（①充足）。

(2) ②について、同年8月1日に、Bが1袋10kgの米10袋をトラックで運搬し、Aに届けているところ、Aは受領可能であるにもかかわらず、米の受け取りを拒否している。よって、Aは上記受領義務を履行していないといえる（②充足）。

(3) ③について、Bは、米をトラックでAに届け、現実の提供（同法492条）をしているから、Aは、同時履行の抗弁権（同法533条）を主張できない（③充足）。

(4) ④について、Bは、Aに対して、同年8月10日までに米を受け取るように通知し、受領義務の履行を催告している。また、本来の履行期が同年8月1日であるところ、Bが、同年8月10日にAに米を届けたにもかかわらず、Bは受け取りを拒否しており、相当期間が経過したといえる（④充足）。

(5) ⑤について、Bは、本件契約前は国産米しか扱っていなかったが、本件契約のために苦労して独自の輸入ルートを開拓しており、Bは米の提供のために相当の努力をしている。また、上記受領義務が履行されなければ、Bは、100kgもの米を廃棄または保管、再運搬をしなければならず、輸入費用が無駄になり、または、保管や再運搬にコストがかかることとなる。よって、相当期間経過時における不履行がその契約及び社会通念に照らして軽微でないといえる（⑤充足）。

(6) ⑥について、Aは、受領拒否について、Bが配達する米の品質が下がったとの理由を述べているが、これは虚偽であり、実際は、弁当の売上げが低迷し、Bから購入した米が大量に余ることが理由である。これは、Aが、弁当屋の経営に必要な基本的な調査を全く行っていなかったことに基づくとも考えられる。したがって、不履行が債権者の帰責事由に基づくものでないといえる（⑥充足）。

2 以上より、541条の要件を満たすから、Bは、AB間の売買家約（同法555条）を解除することができるといえる。

【設問2】

第1 Bは、2023年8月分について、民法567条2項後段に基づき、代金の支払請求を主張できるか。

1 同法の要件は、①売主が契約の内容に適合する目的物をもって、引渡の債務の履行を提供したこと、②目的物が特定されていること（同条1項括弧書き）、③買主が、履行を受けることを拒んだこと、④履行の提供後に、当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失したこと、である。

(1) ①について、本件契約の目的物は、パエリア弁当を作るのに適したイタリア産の米であるところ、Bは、同年8月1日に、Aに当該米100kgを、Aに届けている（①充足）。

(2) ②について、本件では、パエリア弁当を作るのに適したイタリア産の米というふうに「債権の目的物を種類のみで指定」しているところ、「債務者が必要な行為を完了」したときに、特定が生じる（同法401条1項、2項）。

また、本件債務は、Bが当該米をAに届けるという持参債務であるところ、「必要な行為の完了」とは、債権者がいつでも受領できるような状態に置くこと、つまり、現実の提供（同法493条）をいうと解する。

本件では、Bは、同年8月1日に、Aに当該米100kgを、Aに届けているから、Aがいつでも受領できる状態に置いたといえる。よって、目的物は、BがAに届けた米に特定されているといえる（②充足）。

(3) ③について、買主Aは、同日、当該米の受け取りを拒否している（③充足）。

(4) ④について、同年8月13日、Bが当該米を保管していた倉庫が所在する場所で、50年に一度の大洪水が発生し、保管されていた米がすべて腐食し、廃棄されることとなっている。目的物の特定により、Bは、善管注意保存義務（同法400条）を負っているところ、Bは、万が一の洪水に備え、倉庫に止水板を設置し、倉庫への浸水を防ぐよう努めていたため、上記義務違反は認められない。よって、履行の提供後に、当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失したといえる（④充足）。

2 以上より、上記主張は可能であるから、Bは、2023年8月分について、民法567条2項後段に基づき、代金の支払請求を主張すると考えられる。

第1問

設問1

- 1 CはAに対して、BC間の甲土地売買契約により所有権を取得したとして甲の明渡しの請求を主張する。これに対し、AはAB間の売買契約は虚偽のものであり、無効であるとしてCの請求を拒む（民法（以下略）94条1項）。さらにCは、自己は94条2項の「善意の第三者」であるとして登記なくとも所有権があると主張をする。「第三者」とは、当事者やその包括承継人以外で登記の欠缺を主張する正当な権利を持つ者のことである。CはBから売買契約に基づいて甲を取得しているから「第三者」である。また、「善意」とは、AB間の売買契約が虚偽のものであることを契約締結時に知らないことである。CはBと売買契約を締結した当時AB間の売買が虚偽であることを知らなかった。したがって、Cは「善意の第三者」であり、AはCに対して対抗することはできない。よって、Cの主張は認められる。

- 1 CはDに対して、所有権に基づいて甲の明渡しを主張する。甲は二重売買されているから、CDは対抗関係にあり177条により登記を備えなければ相手方に対抗できない。CはBから登記移転を受けなければDに甲の所有権を主張することはで

きない。

設問 2

- 1 C は A に対して価値が増大した甲を回収したことは不当利得（703 条）であるとして、50 万円の支払いを求める。703 条は①法律上の原因なく②他人の労務により利益を受け③他人に損害を及ぼし④②③に因果関係があって成立する。C が甲を修理したことにより、甲の価値は 50 万円増大して A の元に戻っているが、C は残代金の 50 万円が回収できておらず損害が出ている（②③④充足）。「法律上の原因」とは公平の理念から見てその当事者間における財産的価値の移転を正当なものとするだけの実質的な理由がないことをいう。本件のように転用物訴権であれば賃借人と所有者との間の賃貸借契約を全体としてみて、所有者が対価なしに利益を受けた時に限られる。AB 間では甲を修理する代わりに賃料を安くする契約を締結していることから A は対価を払って利益を得ていると評価できる。よって、A は C の支払いを拒むことができる。

第 2 問

設問 1

- 1 B は A に対して 8 月分の米の受け取りを拒否したため、債務不履行に基づき本件売

買契約の解除をすることを主張する（541 条）。

2 もっとも、本来債権である 8 月分の米の受取りの履行遅滞は債務不履行であるとは言えず、契約の解除は認められない。そこで B は A に対して受領遅滞責任（413 条）を追求し、上記請求を主張する。

(1) 413 条は受領義務を規定していない。そこで同条を根拠に A に受領義務を発生させることができるか。

(2) 債権者は権利を有しているだけであるから自己の権利を行使するか否かの自由を有しており、権利義務を負うわけではないため、債務者の債務不履行のような責任は原則として生じない。もっとも、給付を受領して債務者の履行に協力するという一定の義務があるような特段の事由があると認められる場合、信義則（1 条 2 項）を根拠に受領義務を認め、かかる義務違反を理由として債務不履行責任を追及することができる」と解する。特段の事情とは具体的には継続的な売買契約であること、目的物の販売経路が特殊であること等を考慮して判断する。

(3) 継続的な売買において債務者は債権者に継続的な履行の提供を行うために履行期になる前から計画を立て、準備を行うため、通常の売買契約よりも双方に信頼関係が必要となる。本件売買契約は 1 年間の継続的な売買契約であり、B は本件契約を締結するにあたって、安定した価格でイタリア産の米を調達するために苦勞して独

自の輸入ルートを開拓しており、準備に相当な労力をかけていると言える。また、イタリア産の米は販売先が限られており、A 以外に買手がすぐに見つかるとは言えない。さらに、A は本件米の品質は変わらないにも関わらず品質が下がったという虚偽の理由を述べて受取りを拒否していることから A B 間の信頼関係を今後保証できるとは言い難い。したがって、A に受領義務が認められる。

(4) B は 8 月 1 日に A に米を届けているから弁済の提供を行っており、A はその B の提供を拒んでいることから「債権者が債務の履行を受けることを拒」んでいると言える。

3 よって、債務不履行を理由に契約を解除することができるため、B の主張は認められる。

設問 2

1 B は A に対して受領遅滞により危険が移転したとして、8 月分の代金 10 万円の支払いを主張する（567 条 2 項、同条 1 条後段）

2(1) 567 条 2 項は「特定」を要件としている。当該商品は一定種類に属する一定数量の引き渡しを内容とする債務であるため、種類債務（401 条 1 項）である。種類債務の特定は「債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し」たことを必要とし、持参債務の場合は現実の提供を行なった場合を指す。

(2) 本件において、B は A の店まで 8 月分の米を持って行っているため、現実の提供
がなされ、「特定」されていると言える。

(3) B が提供した米を A は受取りを拒否し、その拒否した後に B の倉庫が所在する
場所で 50 年に一度の大洪水という当事者の責めに帰することのできない事由によ
って目的物である米が全て腐食し、廃棄されることになったため「売主が…履行を
提供したにも関わらず、買主がその履行を受けることを拒み、…その履行の提供が
あった時以降に当事者の双方に帰することのできない事由によってその目的物が損
傷」したとして、A は代金の支払いを拒むことができない。

3 よって、B の主張は認められる。

以上

2025.2.14 再チャレ民法

<第1問>

【設問1(1)】

1 AB間では、通謀して虚偽の売買契約が締結されている。通謀虚偽表示は無効となる(94条1項)が、この無効は「善意の第三者」には対抗することができない(94条2項)。そこで、「善意の第三者」に登記を備えていない者が含まれるかが問題となる。

(1) 善意の第三者とは虚偽表示の当事者およびその包括承継人以外の者であって、虚偽表示の存在を知らずに、この表示の外形につき新たに法律上の利害関係を有するに至った者のことである。また、善意の第三者に登記は不要と解される。なぜなら、①真正権利者の帰責性が非常に大きく、②94条2項の帰結として、第三者から見ると、真正権利者は無権利者と同視され、民法177条が想定する二重譲渡と類似の対立構造成り立たないからである。

(2) 本件では、Cは虚偽表示の当事者およびその包括承継人ではない。また、Cは虚偽表示の存在を知らずに、Bと売買契約をしていることから、新たに法律上の利害関係を有するに至っている。よって、Cは登記を備えていなくとも「善意の第三者」(94条2項)にあたる。そのため、AとBは通謀虚偽表示の無効をCに対抗することができない。

(3) 以上より、登記を備えていないCはAに対し、甲の所有権を主張することができる。

【設問1(2)】

1 AからDに甲が譲渡され、現実に引き渡しが行われている。Cは登記なくDに対抗することができるか。不動産に関しては登記をしなければ第三者に対抗することができない(177条)。ここでは、Cから見てDは「第三者」(177条)にあたるのかが問題となる。

(1) 「第三者」(177条)とは、当事者もしくはその包括承継人以外の者で、登記の欠缺を主張する正当な利益を有する者のことである。ここでの「第三者」には登記の欠缺を主張することが信義則に反する背信的悪意者は含まれないが、単なる悪意者は除かれずと解される。なぜなら、条文上善意は要求されておらず、また、自由競争を建前とする現行法下では悪意者といえども保護されるべきであるからである。

(2) 本件では、DはABC間の契約の当事者でもその包括承継人でもない。また、甲の登記名義はBにあるが、通謀虚偽表示は無効であることから、Aが真正権利者となる。Dは真正権利者たるAから甲を譲渡され、現実に引き渡しをえている。そのため、Cの登記の欠缺を主張する正当な利益を有する者である。

DはAB間の売買が虚偽のものであるとは知っているが、BC間で売買が行われたことは知らなかった。そのため、Dは、Cを害する目的を持ったような信義則に反する背信的悪意者ともいえない。よって、Cから見てDは「第三者」(177条)にあたる。

さらに、CはBから甲を購入した際に登記を自己に移転することが可能であった。それにもかかわらず、登記の移転を行っていない点に帰責性がある。

(3) 以上より、Cは登記なくDに対抗することができない(177条)。登記を備えていないCは、Dに対し、甲の所有権を主張することはできない。

【設問2】

1 CはAに対し、不当利得(703条)として残代金相当額の支払を求めることができるか。不当利得の要件を満たすかが問題となる。

(1) 不当利得の要件は①他人の財産又は労務によって利益を受けたこと②他人に損失を及ぼしたこと③①の受益と②の損失との間に因果関係があること④法律上の原因がないことである。

(2) 本件では、甲はもともと修理を要する状態であった。しかし、Cの修理によってAは修理前よりも50万円価値が増大した甲を得ている。これは他人の労務によって利益を受けたといえる(①充足)。

Cは甲の修理を行ったが、修理代金50万円の回収が不可能となっている。これは消極損害といえ、Cは損失を被っている(②充足)。

不当利得制度の趣旨は公平の理念によるものである。そのため、③因果関係は直接の因果関係ではなく、社会通念上受益と損失との間に因果関係が認められれば足りる。本件でのCによる修理は、Bが所在不明となり、修理残代金の回収が不可能であるからCには②損失を生じさせている。一方でAには①受益を生じさせている。Cの損失がなければAの受益はなかったことから、「あればこれなし」という関係が認められ、因果関係があるといえる。(③充足)。

AはCの修理により50万円価値が増大した甲を得ている。一方でAB両名は賃料を安くする代わりに甲の修理をBの負担とする賃貸借契約を結んでいる。そこで、AとBとの賃料減額の金額に照らしてもなおAが50万円に相当する利益を得ていると考えられる場合のみ、その利得は「法律上の原因」がないと解すべきである。なぜなら、Aは賃料減額の負担を負っているにも関わらず、Cの不当利得返還請求を受けるとすると、Aが二重の負担を強いられることになり公平の理念に反するからである。(④充足せず)

(3) 以上より、AとBとの賃料減額の金額に照らしてもなおAが50万円に相当する利益を得ていると考えられる場合には、CはAに対し、不当利得(703条)として残代金相当額の支払を求めることができる。

<第2問>

【設問1】

1 Aは8月1日以降の米の受け取りを拒否している。Bが2023年8月以降についてAに米を配達する義務を免れるには、売買契約の一部解除の主張が考えられる。解除の手段として、催告解除(541条)か無催告解除(542条)が考えられる。しかしながら、本件では、Aが米の受け取りを拒否していることが解除の要件である債務の不履行にあたるかが問題となる

(1) 債権は権利であって義務ではないことから、債権者に受領義務を一般的に認めることはできないと解される。債務者は弁済の提供の時から債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる(492条)。そのため、解除を認めなくとも、債務者は債務不履行責任を免れることができる。しかしながら、継続的給付の形式の売買契約については、債務者は継続的な履行を提供するために履行期になる前から計画を立て、コストを費やすために、通常の売買契約よりも双方に信頼関係が必要になる。そこで、継続的給付の形式の売買契約について

は、信義則上、債権者に受領義務が生じると解される。よって、この場合において債権者が受領を拒否する場合には、解除の要件である債務の不履行にあたる。

(2) 本件では、A と B は 2023 年 5 月 1 日から 1 年間、毎月 1 日に 100 キログラムの米を B が A の経営する弁当屋の店舗に届ける継続的給付の形式の売買契約を結んでいる。また、B は A と契約する前は国産米のみを扱っていたが、B との契約を達成するためにイタリア産の米を仕入れるために苦労して独自の輸入ルートを開拓している。B が A との契約前は国産米のみを扱っていたことから、B の顧客は国産米のみを購入しており、A 以外にイタリア産の米を販売できる顧客がいないと思われる。また、A は苦労して独自の輸入ルートを開拓していることから、A との継続的契約を達成することができるように多額のコストを費やしている。

また、A が米の受け取りを拒否している理由は弁当の売り上げが低迷しているからである。A は B からイタリア産の米を調達するにあたり、周辺住民の弁当の消費量や店舗周辺の交通量など弁当屋の経営に必要な調査を全く行わずに毎月の弁当の売り上げを予想していた。そのため、A の受領義務が否定される特別な理由も存在しない。

(3) 以上より、A が米の受け取りを拒否していることが解除の要件である債務の不履行にあたる。よって、B は売買契約の一部解除の手段として、催告解除 (541 条) または無催告解除 (542 条) を主張する。

【設問 2】

1 B は大洪水によって A のために保管していた米がすべて廃棄されることになった。しかしながら、A が受領することを拒んだために B が米を保管しなくなっている。そこで、A の責めに帰すべき事由であるとして (413 条の 2 第 2 項)、同年 8 月分については、米を配達せず代金を A に請求することが考えられる (536 条 2 項)。

(1) 債権者が債務の履行を受けることを拒み、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる (413 条の 2 第 2 項)。また、債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない (536 条 2 項)。

(2) 本件では、債権者である A は、B の米の再配達履行をも受けることを拒んでいる。そして、A の米の受取拒否を受けて B は米を所有する倉庫に保管し、万が一の洪水に備えて、倉庫に止水版を設置し、倉庫への浸水を防ぐための措置を講じている。しかしながら通常予期できないほどの大洪水が発生し、B の講じた対策の限度を超える大量の水が倉庫に侵入したために、保管されていた米が全て腐食し、廃棄されることとなってしまった。これは当事者双方の責めに帰することができない事由といえる。よって、履行の不能は債権者である A の責めに帰すべき事由によるものとみなされる (413 条の 2 第 2 項)。

そして、債権者である A の責めに帰すべき事由によって、債務を履行することができなくなったため、債権者 A は反対給付である米の代金の支払いを拒むことができない (536 条 2 項)。

（３）以上より、Ｂは、米の配達が不能となったことはＡの責めに帰すべき事由であるとして（４１３条の２第２項）、同年８月分については、米を配達せずに代金をＡに請求する（５３６条２項）との主張が考えられる。

以上

2024 民法阪大入試

【第1問】

設問1

(1) AはAB間の売買契約は無効であるとして、Cの主張を否定することが考えられる。Cは94条2項の第三者に当たるか。

第三者とは、当事者および包括承継人以外の者で、虚偽表示の存在を前提に新たに法的利害関係を有するに至った者をいう。また、虚偽の法律関係を作出したAとの帰責性の均衡の観点から、Cには、権利保護要件としての登記の具備は不要である。

Cは当事者以外の者で、AB間の虚偽の売買契約があることを前提として、Bから甲土地を購入するという、新たな法的利害関係を有するに至った者である。要件も満たし、CはAB間の虚偽表示について善意である。

よって、CはAに所有権を主張することができる。

(2) CD間の法律関係は、Aを起点とした甲土地についての二重譲渡の關係にあり、對抗關係(177条)になる。

同条にいう第三者とは、当事者および包括承継人以外の者で、登記の欠缺を主張する正当な利益を有する者であると解する。そして、自由競争の範囲内として、背信性を有するなど事情のない単純な悪意の場合であっても、第三者にあたる。

Dは、AB間の売買は虚偽のものであることについて悪意であったが、BC間での売買は善意であったことから、背信性は認められない。

しかし、DCともに登記を具備していないので、Cが登記を具備しない限り、甲土地の所有権を主張することはできない。

設問2

CがAに対し不当利得として残余金相当額の支払いを求めることができるためには、「法律上の原因」なく、Aが利益を受けていると言える必要がある。

このとき、所有者Aが法律上の原因なく修理工事に要した財産および労務の提供に相当する利益を受けたということが出来るのは、AとBとの間の賃貸借契約を全体としてみて、Aが対価なしに、その利益を受けたときに限られるものと解するのが相当である。

なぜなら、AがBとの間の賃貸借契約において何らかの形で当該利益に相応する出捐ないし負担をしたときは、Aの受けた当該利益は、法律上の原因に基づくものというべきであり、CがAに対して当該利益につき、不当利得としてその返還を請求できるとするのは、Aに二重の負担を強いる結果となるためである。

自動車甲の所有者であるAはCのした本件修理により受けた利益は、100万円ほどの修理額であり、甲をBに対し賃貸するに際し通常であれば賃借人Bから得ることができた賃料を安くしたという負担に相応するものというべきであって、法律上の原因なくして受

けたものと言うことはできない。

よって、CはAに対し不当利得として残余金相当額の支払いを求めることはできない。

【第2問】

設問1

1 Bは、Aに対し売買契約の解除（541条、542条2項2号）をすることが考えられる。

Bが売買契約の解除をするためには、本件でAがBに対して「債務を履行しない場合」であることが認められる必要がある。

本件では、Aは本件契約目的物の米を、履行期である8月1日になっても受領していない。

2 買主に受領義務があるかが問題となるところ、継続的な売買契約において、信義則に照らし、買主の引取義務が認められる。

本件においても売買契約では、Bが1年間を通じて輸入するイタリア産の米が売買されるべきものと定められており、BはAに対し当該米を継続的に供給すべきものであるから、信義則に照らして考察するときには、Bは当該契約に基づいてその輸入した米をAに順次出荷すべく、Aはこれを引き取り、かつその代金を支払うべき法律関係が存在していたといえる。ゆえに、買主Aの引取義務が認められる。

3 そして、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をしても履行が無いときは契約の解除ができる（541条本文）、8月1日、Aは、Bが配達する米の品質が下がったと虚偽の理由を述べて、コメの受け取りを拒否し、その後も、8月10日までに米を受け取るように通知されたにもかかわらず、Aは居留守を使って米の受け取りを拒否しているから、履行の催告をしてもその期間中に履行が無いと言える。

ただし、その期間を経過した時点における債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微なときはこの限りでない（541条但書き）ところ、本件契約において、Bはもともと国産の米しか扱っていなかったところにAのために安定した価格で販売できるように苦勞して独自の輸入ルートを開拓しており、また、Aから1年間毎月の期日までに必ず米を届けるように指示を受けていたので、その通りにAのために真摯に米を売買していた。このようにAは、A独自の取引のためにBに多大な労力をかけさせてこの契約を結び、債務の実行をさせているのであるから、Aが受け取りを拒否するという、債務の不履行は、取引上の社会通念に照らして、軽微であるとは言えない。

よって、催告による解除ができると解する。

4 また、債権者は、債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、催告をすることなく直ちに契約の一部の解除をすることができる（542条2項2号）ところ、「明確に表示」とは、履行不能の場合と同様に扱ってよい程度の状況が必要だと解する。

本件では、再配達の際には、米を届けてAによる受取がなければ履行が達成できないところ、Aは、居留守を使うという、受け取りに出ることもしないのであるから、履行不能の場合と同様であるといえる。

よって、無催告解除が可能である。

設問2

1 BはAとの売買契約という双務契約において、米の引き渡し債務を負担し、そして、代金支払い請求権を有する（555条）から、Aに代金の支払いを請求できる。

しかし、Aとしては、Bの米の引き渡し債務が履行不能になっているから、Aの代金支払い債務の履行義務はないと反論することが考えられる。

2 売主が買主に契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒んだ場合、その履行の提供があったとき以後に目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は、損傷したときは、買主は代金の支払いを拒むことができない（567条2項）。

これは、引渡の時点で、危険負担が買主に移転していることを定めた条文である。

本件では、BがAに米の引き渡しを行ったのにもかかわらず、Aが米の受領を拒んだ場合であり、その提供以後に、米が、大洪水により全て腐食し、廃棄処分になったのであるから、当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失したといえ、Aは代金の支払いを拒むことはできない。

3 しかし、米の給付というのは種類債務であるから、本件での米の引き渡し債務が、どの時点で特定が生じて、滅失しているために履行不能となっているのかが問題となる。

米の引き渡し債務は、債務者BがAのもとへ持参して履行しているので、持参債務である。持参債務の場合、債務者が債権者の住所に目的物を持参し、債権者がいつでも受領できる状態であれば特定が生じると解する。そして、これは提供としての現実の提供が必要である（493条本文）ところ、BはAのもとに米を現実持参して提供しているから、提供があったといえ、特定が生じている。

よって、8月分のBの債務についての履行不能によって、Aは代金の支払いを拒むことはできない。

以上